

昭和二十四年法律第四百七十七号

教育職員免許法

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条の二)
- 第二章 免許状(第四条―第九条の二)
- 第三章 免許状の失効及び取上げ(第十条―第十四条の二)
- 第四章 雑則(第十五条―第二十条)
- 第五章 罰則(第二十一条―第二十三条)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「教育職員」とは、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(第三項において「第一号学校」という。並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。以下「同じ。))の主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教員」という。)をいう。

2 この法律で「免許管理者」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。

3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校(国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。))が設置する学校をいう。以下同じ。又は公立学校(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第八十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下単に「公立大学法人」という。))を含む。))が設置する学校をい

う。以下同じ。))の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校(第一条学校に限る。))の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定こども園に限る。))の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。))以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。))の教員にあつては都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「指定都市等」という。))の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長)をいう。

4 この法律で「自立教科等」とは、理療(あん摩、マッサージ、指圧等に関する基礎的な知識技能の修得を目標とした教科をいう。)、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科及び学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動(以下「自立活動」という。)をいう。

5 この法律で「特別支援教育領域」とは、学校教育法第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))に関するいづれかの教育(領域)をいう。

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。前項の規定にかかわらず、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。))及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3 特別支援学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。))については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 義務教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。))については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

5 中等教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。))については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

(免許状を要しない非常勤の講師)

第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者が充てることができ、

- 一 小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項
- 二 中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項
- 三 義務教育学校における前二号に掲げる事項
- 四 高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項
- 五 中等教育学校における第二号及び前号に掲げる事項
- 六 特別支援学校(幼稚園を除く。))における第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに自立教科等の領域の一部に係る事項
- 七 教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの

2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第六項に規定する授与権者に届け出なければならない。

2 普通免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。))

第二章 免許状

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

の種類の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

3 特別免許状は、学校(幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。))の種類の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。))の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

- 一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業(職業指導及び職業実習(農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。))を含む。)、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。))及び宗教
- 二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。))及び宗教

6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

- 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。))
- 二 中学校教諭にあつては、前項第一号に掲げる各教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科
- 三 高等学校教諭にあつては、前項第二号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第十六条の四第一項の文部科学省令で定めるもの並びに第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科

2 普通免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。))

**第四条の二** 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第二項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

**第五条** 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第三の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第三の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
  - 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
  - 三 禁錮以上の刑に処せられた者
  - 四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
  - 五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
  - 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
- 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者

6 第六項に規定する授与権者は、第二項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。

5 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

一 短期大学の学位（学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）又は準学士の称号を有する者

二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者

**第五條の二** 免許状の授与を受けようとする者と授与権者（以下「授与権者」という。）が授与する。

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合、又は当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

6 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

**第六條** 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。

2 学力及び実務の検定は、第五条第二項及び第五項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところによつて行わなければならない。

3 一以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について規定。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第四の定めるところによつて行わなければならない。

2 学力及び実務の検定は、第五条第二項及び第五項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところによつて行わなければならない。

3 一以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について規定。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第四の定めるところによつて行わなければならない。

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては、所轄庁、私立学校の教員にあつては、その私立学校を設置する学校法人等（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

**第七條** 大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、免許状の授与、新教育領域の追加の定め（第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。）又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては、所轄庁、私立学校の教員にあつては、その私立学校を設置する学校法人等（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の意見を聞かなければならない。

4 第一項及び第二項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

**第八條** 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日その他文部科学省令で定める事項を原簿に記載しなければならない。

2 前項の原簿は、その免許状を授与した授与権者において作製し、保存しなければならない。

3 第五条の二第三項の規定により免許状に新教育領域を追加して定めた授与権者は、その旨を第一項の原簿に記載しなければならない。

9 普通免許状は、全ての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下この条において同じ。）において効力を有する。

2 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

（二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務）

**第九條の二** 教育職員で、その有する相当の免許状（主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭についてはその有する相当学校の教諭の免許状、養護をつかさどる主幹教諭についてはその有する養護教諭の免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭についてはその有する栄養教諭の免許状、講師についてはその有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

**第三章** 免許状の失効及び取上げ（失効）

10 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- 一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。
- 二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
- 三 公立学校の教員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第二項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。



第三項に規定する特別支援学級において、これらの免許状に係る障害の種類に応じた自立活動の教授を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

第十七条の三 特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校において自立教科等以外の教科（幼稚園にあつては、自立教科等以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するもの）に教授する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。（外国において授与された免許状を有する者等の特例）

第十八条 外国（本州、北海道、四国、九州及び文部科学省令で定めるこれらに附属する島以外の地域をいう。以下同じ。）において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者については、この法律及びこの法律施行のために発する法令の規定に準じ、教育職員検定により、各相当の免許状を授与することができる。

2 前項の規定は、第五条の二第三項の規定により特別支援学校の教員の免許状に新教育領域を追加して定める場合について準用する。この場合において、前項中「外国」とあるのは、「特別支援学校の教員の免許状を有する者であつて、当該免許状の授与を受けた後、外国（一）と、「各相当の免許状を授与する」とあるのは「その有する特別支援学校の教員の免許状に各相当の新教育領域を追加して定める」と読み替えるものとする。

第十九条 削除

第二十條 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則で定める。

第五章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項、第二項若しくは第五項、第五條の二第二項若しくは第三項又は第六條の規定に違反して、免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行ったとき。

二 第七條第一項又は第二項の請求があつた場合に、虚偽の証明書を発行したとき。偽りその他不正の手段により、免許状の授与若しくは特別支援教育領域の定め又は教育職員検定を受けた者も、前項と同様とする。

第二十二條 第三條の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員（幼保連携型認定こども園の教員を除く。次項において同じ。）に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第三條の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず教育職員となつた者も、前項と同様とする。

第二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三條の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十條第二項（第十一條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して免許状を返納しなかつた者

附則

1 この法律は、昭和二十四年九月一日から施行する。

2 授与権者は、当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第三百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許状を有する者及び学校教育法第八条に基づく学校教育法施行規則（以下単に「学校教育法施行規則」という。）第九十六条又は第九十七条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮

免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、第五條第一項第二号及び第五項ただし書の規定にかかわらず、免許状を授与することができる。

4 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号。以下「施行法」という。）第一条又は第二条の規定により免許状の交付又は授与を受けた者が、別表第三、第五、第六又は第七の規定により、それぞれの上級の免許状を受けようとする場合には、別表第三、第六若しくは第七の第三欄又は別表第五の第二欄に掲げる在職年数については、それぞれの表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けるために必要とする施行法第一条又は第二条の表の上欄に掲げる資格を得たのち、それぞれの表の上欄に掲げる資格を得たのち、これに相当するものとして、文部科学省令で定める旧令による学校の校長及び教員、文部科学省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者並びに文部科学省令で定める官公庁又は私立学校において教育事務に従事する職員を含む。）として在職した年数を通算することができる。

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

基礎資格	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	施行法第一條第一欄第一	第一條に規定する	第一條に規定する	第一條に規定する
	又或は第二條の基礎資格	又或は第二條の基礎資格	又或は第二條の基礎資格	又或は第二條の基礎資格
	規定に取得した資格	規定に取得した資格	規定に取得した資格	規定に取得した資格
	より交した資格	より交した資格	より交した資格	より交した資格
	付又は第二欄に掲げる	付又は第二欄に掲げる	付又は第二欄に掲げる	付又は第二欄に掲げる
	授与を二欄に掲げるた	授与を二欄に掲げるた	授与を二欄に掲げるた	授与を二欄に掲げるた
	受ける各免許状の	受ける各免許状の	受ける各免許状の	受ける各免許状の
	異なる免許状に係る	異なる免許状に係る	異なる免許状に係る	異なる免許状に係る
	許状の学校にお	許状の学校にお	許状の学校にお	許状の学校にお
	る教員として修得	る教員として修得	る教員として修得	る教員として修得
	した成績でこと	した成績でこと	した成績でこと	した成績でこと

一	二	三	四
旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員二種免許状又は実業学校教諭免許状を有すること。	旧教員養成諸学校中学校官制（昭和二十一年勅令第二十八号）第一条二種免許状に規定する教員養成諸学校（以下「専門学校」という。）のうち修業年限四年以上の学校を卒業したこと。	旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）教諭の称号を有すること。旧学位令（大正九年勅令第二百号）による学位を有すること。	修業年限四年の教員養成諸学校を卒業したことを。修業年限四年以上の専門学校を卒業したこと。
数	一〇	一〇	一〇
勤務しを必要とする者の証明を有する最低年数	勤務しを必要とする者の証明を有する最低年数	勤務しを必要とする者の証明を有する最低年数	勤務しを必要とする者の証明を有する最低年数

五 イ 旧大学令による学高等学一 士の称号を有すること。校教諭 ロ 旧大学令による学の一 位を有すること。免許状	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	所要資格	基礎資格	第二欄に第二	基礎資格規定
	基礎資格	規定する欄に	基礎資格規定	
	基礎資格	規定する欄に	基礎資格規定	

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者 に対して教育職員検定により次の表の第一欄に 掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場 合における学力及び実務の検定は、当分の間、 第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第 三欄及び第四欄の定めるところによる。	8 高等学校教諭の工業の教科についての一 種免 許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定に かかわらず、旧国立工業教員養成所の設置等に 関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七 号）による国立工業教員養成所に三年以上在学 し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授 与することができる。	7 養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健 師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三 号）による准看護師の免許を受けた者、同法第 五十一条第一項若しくは第五十三条第一項の規 定に該当する者又は同法第五十一条第三項若し くは第五十三条第三項の規定により免許を受け た者に対しては、第五条第五項本文の規定にか わらず、その者が同条第一項第二号に該当す る場合にも授与することができる。	6 臨時免許状については、当分の間、相当期間 にわたり普通免許状を有する者を採用すること ができない場合に限り、第九条第三項の規定に かかわらず、都道府県の教育委員会規則で、そ の有効期間を六年とすることができる。	5 取得しする のち、基礎 資格 取得し 取る 後、取 得し 取る 後、取 得し 取る
--	--	--	---	--

10 前項の表二の項に掲げる基礎資格を有する者 に、前項の規定による教育職員検定により、同 表第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を 授与する場合には、第五条第一項第二号 の規定は、適用しない。同項の規定による教育 職員検定により当該一種免許状の授与を受けた 者に、当該免許状に係る教科の高等学校教諭の 専修免許状を授与する場合についても、同様と する。	11 養護助教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健 の教科についての二種免許状は、第五条第一項 本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成 所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国 立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護 教諭養成所」という。）を卒業した者に対して 授与することができる。	12 別表第六の所要資格の項第四欄に掲げる大学 には、同表の規定にかかわらず、旧国立養護教 諭養成所を含むものとする。	13 第七條第二項及び別表第三備考第二号の私立 学校を設置する学校法人等の理事長には、当分 の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼 稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代 表する権限を有する者）並びに就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律の一部を改正する法律（平成二十四 年法律第六十六号。以下この項及び附則第十八 項において「認定こども園法一部改正法」とい	10 前項の表二の項に掲げる基礎資格を有する者 に、前項の規定による教育職員検定により、同 表第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を 授与する場合には、第五条第一項第二号 の規定は、適用しない。同項の規定による教育 職員検定により当該一種免許状の授与を受けた 者に、当該免許状に係る教科の高等学校教諭の 専修免許状を授与する場合についても、同様と する。
--	--	---	---	--

10 前項の表二の項に掲げる基礎資格を有する者 に、前項の規定による教育職員検定により、同 表第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を 授与する場合には、第五条第一項第二号 の規定は、適用しない。同項の規定による教育 職員検定により当該一種免許状の授与を受けた 者に、当該免許状に係る教科の高等学校教諭の 専修免許状を授与する場合についても、同様と する。	11 養護助教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健 の教科についての二種免許状は、第五条第一項 本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成 所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国 立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護 教諭養成所」という。）を卒業した者に対して 授与することができる。	12 別表第六の所要資格の項第四欄に掲げる大学 には、同表の規定にかかわらず、旧国立養護教 諭養成所を含むものとする。	13 第七條第二項及び別表第三備考第二号の私立 学校を設置する学校法人等の理事長には、当分 の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼 稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代 表する権限を有する者）並びに就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律の一部を改正する法律（平成二十四 年法律第六十六号。以下この項及び附則第十八 項において「認定こども園法一部改正法」とい	10 前項の表二の項に掲げる基礎資格を有する者 に、前項の規定による教育職員検定により、同 表第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を 授与する場合には、第五条第一項第二号 の規定は、適用しない。同項の規定による教育 職員検定により当該一種免許状の授与を受けた 者に、当該免許状に係る教科の高等学校教諭の 専修免許状を授与する場合についても、同様と する。
--	--	---	---	--

う。) 附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者(学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。)及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

14 養護教諭の免許状を有する者(三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。)で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校(幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。)において、保健の教科の領域に係る事項(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの)の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

15 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)で、指導教諭、教諭又は講師となることのできる。

16 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師となることのできる。

17 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。)に対して教育職員検定を担当次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状

又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	受けるべき資格		養護教諭	
				種別	種別		
	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を有する者	第二欄に規定する基礎資格を有する者	一	二	一	二
		規定する職員を基礎資格取得した後、学校給食法第七条に規定する職員を基礎資格取得した後の、他の学校給食した後の、の栄養に関する大学の専門的事項をつかさどる職員と修得した良好な成績を必要とする最低年齢	規定する職員を基礎資格取得した後の、他の学校給食した後の、の栄養に関する大学の専門的事項をつかさどる職員と修得した良好な成績を必要とする最低年齢	一〇	八	一〇	八

備考 一 別表第一備考第一号及び第一号の二並びに別表第三備考第六号及び第十一号の規定は、この表の場合について準用する。

二 この表の規定により栄養教諭の免許状を受けようとする者が、この法律の規定により教諭又は養護教諭の普通免許状を有するときは、第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間(一年未満の期間を含む。)があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、第四欄中「一〇」とあり、及び「八」とあるのは、「二」と読み替えるものとする。

18 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六條第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとする。

19 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師となることのできる。

附則(昭和二十四年一月三〇日法律第二二六号)公布の日から施行する。  
 附則(昭和二十五年五月二三日法律第一九九号)公布の日から施行する。  
 附則(昭和二十六年三月三十一日法律第一一三三号)公布の日から施行する。  
 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。  
 附則(昭和二十八年七月三〇日法律第九二号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に大学、教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に在学し、又は既にこれを卒業した者については、教育職員免許法第五条別表第一の備考第一号の二並びに同条別表第三中在学年数及び最低修得単位数に関する部分の改正規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。  
 2 この法律の施行の際、現に改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)若しくは教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭和二十九年法律第五十九号)による改正前の施行法(以下「旧施行法」という。)の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の仮免許状の授与を受けている者、旧施行法の規定により小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状を有するものとみなされている者又は旧法若しくは旧施行法の規定により盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭に免許状の授与を受けている者は、養護教諭又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の教員にあつては昭和三十三年三月三十一日まで、小学校、中学校又は幼稚園の教員にあつては昭和三十八年三月三十一日まで、高等学校の教員にあつては昭和四十二年三月三十一日まで、改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第三条の規定にかかわらず、それぞれ、当該仮免許状に相当する学校の教諭(講師を含む。)又は養護教諭の職にあることのできる。

3 この法律の施行後、昭和三十三年三月三十一日までに旧法第五条別表第一に規定する小学校、中学校又は幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格を得た者及び同日までに、文部省令の定めるところにより、旧法第六条別表第四に規定する小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格、同条別表第五に規定する中学校若しくは高等学校において職業実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担当する教諭の仮免許状に係る所要資格又は同条別表第六に規定する養護教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和三十八年三月三十一日まで、

<p>5 前三項の規定に該当する者に対して教育職員検定により二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。</p>	<p>第一欄</p>	<p>第二欄</p>	<p>第三欄</p>	<p>第四欄</p>
	<p>所要資格</p>	<p>基礎資格</p>	<p>第二欄第二</p>	<p>第二欄第二</p>
<p>受けようとする免許状の種類</p>	<p>基礎資格</p>	<p>取得資格</p>	<p>取得資格</p>	<p>取得資格</p>

<p>小学校、中学校又は幼稚園の教諭の第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する学校の教諭（講師を含む。）又は養護教諭の職にあることができる。</p>	<p>この法律の施行後、昭和三十二年三月三十一日までに旧法第五別表第一に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。</p>	<p>前三項の規定に該当する者に対して教育職員検定により二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。</p>	<p>小学校又は高等学校第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。</p>	<p>この法律の施行後、昭和三十二年三月三十一日までに旧法第五別表第一に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。</p>
<p>小学校、中学校又は幼稚園の教諭の第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する学校の教諭（講師を含む。）又は養護教諭の職にあることができる。</p>	<p>この法律の施行後、昭和三十二年三月三十一日までに旧法第五別表第一に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。</p>	<p>前三項の規定に該当する者に対して教育職員検定により二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。</p>	<p>小学校又は高等学校第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。</p>	<p>この法律の施行後、昭和三十二年三月三十一日までに旧法第五別表第一に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。</p>

<p>小学校、中学校又は幼稚園の教諭の第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する学校の教諭（講師を含む。）又は養護教諭の職にあることができる。</p>	<p>この法律の施行後、昭和三十二年三月三十一日までに旧法第五別表第一に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。</p>	<p>前三項の規定に該当する者に対して教育職員検定により二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。</p>	<p>小学校又は高等学校第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。</p>	<p>この法律の施行後、昭和三十二年三月三十一日までに旧法第五別表第一に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。</p>
<p>小学校、中学校又は幼稚園の教諭の第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する学校の教諭（講師を含む。）又は養護教諭の職にあることができる。</p>	<p>この法律の施行後、昭和三十二年三月三十一日までに旧法第五別表第一に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。</p>	<p>前三項の規定に該当する者に対して教育職員検定により二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。</p>	<p>小学校又は高等学校第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。</p>	<p>この法律の施行後、昭和三十二年三月三十一日までに旧法第五別表第一に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。</p>

<p>この表により、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状を除く二級普通免許状を受けようとする者については、第二項の規定に該当する者にあつては新法附則第六項の規定を、前二項の規定に該当する者にあつては新法第六条第二項別表第三備考第四号の規定を準用する。</p>	<p>新法第六条第二項別表第三備考第一号、第三号及び第五号の規定は、この表の場合について準用する。</p>	<p>新法第六条第二項別表第六備考第二号の規定は、この表の養護教諭二級普通免許状の項第三欄について準用する。</p>	<p>この表により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者（これに相当するものとして、文部省令で定める者を含む。以下同じ。）、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であるとき、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「一」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。</p>	<p>この表により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「五」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。</p>
<p>この表により、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状を除く二級普通免許状を受けようとする者については、第二項の規定に該当する者にあつては新法附則第六項の規定を、前二項の規定に該当する者にあつては新法第六条第二項別表第三備考第四号の規定を準用する。</p>	<p>新法第六条第二項別表第三備考第一号、第三号及び第五号の規定は、この表の場合について準用する。</p>	<p>新法第六条第二項別表第六備考第二号の規定は、この表の養護教諭二級普通免許状の項第三欄について準用する。</p>	<p>この表により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者（これに相当するものとして、文部省令で定める者を含む。以下同じ。）、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であるとき、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「一」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。</p>	<p>この表により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「五」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。</p>

9 前三項の規定に該当する者が、この表により二級普通免許状を受けようとする場合には、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による改正後の施行法（以下「新施行法」という。）第七條第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「通算して次の表の各号の上欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれその下欄に規定する年数」とあるのを「通算して、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者にあつては十三年、高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする者にあつては十四年」と読み替えるものとする。

7 高等学校助教諭の臨時免許状は、当分の間、教育職員免許法第五條第五項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する者に該当する者に対して授与することができる。

8 新法第六條第二項別表第三又は同項別表第五により高等学校教諭の一種免許状を受けようとする者が、旧法第五條第三項若しくは同法附則第四項又は前項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、新法第六條第二項別表第三の表の高等学校教諭の一種免許状の項第三欄中「五」とあるのを「一〇」と、同項第四欄中「四五」とあるのを「九〇」と、同法第六條第二項別表第五の表の高等学校校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担当する教諭の一種免許状の項第二欄中「三年以上」とあるのを「六年以上」と読み替えるものとする。

9 第三項に規定する所要資格に関しては、この法律の施行の際、現に存する旧法第五條別表第一備考第二号に掲げる小学校、中学校又は幼稚園の教員養成機関は、昭和三十三年三月三十一日までは、新法第五條第一項別表第一に掲げる大学に含まれるものとする。

10 この法律の施行の際、現に大学に在学し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五条別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五条第一項別表第一にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができる。

11 新法第六条第二項別表第三により、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の二種免許状を受けようとする者が、新施行法第一条第一項の表の第二号、第三号若しくは第七号から第九号までの規定に該当する者で同条第三項の規定によりそれぞれの学校の助教諭の臨時免許状の交付を受けたものであるとき、又は同法第二条第一項の表の第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで、第二十号、第二十四号若しくは第二十四号若しくは第二十四号の二の規定に該当する者で、同項の規定によりそれぞれの学校の助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、新法第六条第二項別表第三のそれぞれの学校の教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「二」と、「これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一五」と読み替えるものとする。

12 新法第六条第二項別表第三により、幼稚園教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるとき、又は小学校教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、旧教員免許令によるの専門学校を卒業した者、旧教員免許令による高等専攻科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であつて、小学校助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、同表の幼稚園又は小学校の教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「二」と、「これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一五」と読み替えるものとする。

13 新法第六条第二項別表第三により小学校教諭の二種免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者で小学校助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、同表の小学校教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「二」と、「これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一五」と読み替えるものとする。

14 第十一項から前項までの規定の適用を受ける者に対する新施行法第七条第二項の規定の適用については、同項の表第六号下欄中「一二」とあるのを「一三」と読み替えるものとする。

15 新法第六条第三項別表第四により中学校教諭の一種免許状又は二種免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により中学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるとき、又は新施行法第一条第一項の表の第二号に掲げる者若しくは同法第二条第一項の表の第六号、第九号、第十号、第十六号、第十七号、第二十号若しくは第二十号の三に掲げる者で当該教科に係る中学校助教諭の臨時免許状の交付若しくは授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六条第三項別表第四の中学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、教科に関する科目単位数及び教職に関する科目三単位数は既に修得したものとみなし、同欄に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

16 新法第六条第三項別表第四により高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により高等学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるとき、又は新施行法第二条第一項の表の第二号、第三号、第六号、第十号、第十九号、第二十号若しくは第二十号の三に掲げる者で当該教科に係る高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六条第三項別表第四の高等学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、教科に関する科目十五単位数及び教職に関する科目三単位数は既に修得したものとみなし、同欄に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

17 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第二条の規定による改正後の教育職員免許法（以下この項において「新免許法」という。）別表第七により特別支援学校の教諭の一種免許状を受けようとする者が、旧法別表第一又は別表第七により盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状の授与を受けているときは、新免許法別表第七の一種免

18 許状の項第四欄中「六」とあるのを「四」と読み替えるものとする。

19 新法第六条第二項別表第六により二種免許状を受けようとする者が、高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）を卒業した者である場合に、保健師助産師看護師法による准看護師の免許を受けている者であるとき、又は同法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときは、同表の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、同項第四欄中「三〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。新法附則第九項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者（新法第六条第二項別表第六備考第三号に掲げる者を含む。次項において同じ。）が、同表により二種免許状を受けようとする場合に、その者が保健師助産師看護師法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であり、かつ、同法第七条第一項の規定による保健師の免許を受けている者又は同法第五十一条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときも同様とする。

20 教育職員免許法附則第七項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者に養護教諭の二種免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この二種免許状を授与された者に養護教諭の一種免許状を授与する場合には、養護教諭の専修免許状を授与する場合についても同様とする。

21 中学校において職業実習を担任する助教諭の臨時免許状は、六年以上当該職業実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、教育職員免許法第五条第五項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号又は同条第五項ただし書に規定する者に該当する場合にも授与することができる。

22 高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する助教諭の臨時免許状は、九年以上これらの実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、教育職員免許法第五条第五項の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号又は同条第五項ただし書に規定する者に該当する場合にも授与することができる。

22 前二項の規定は、当該臨時免許状の授与を受けようとする者の小学校から最終学校における修業の年数が、通算して九年に不足する場合は、その不足する年数に二を乗じて得た年数をその者の当該実地の経験年数から差し引いて、適用するものとする。

23 第二十項又は第二十一項の規定により授与された中学校の職業実習又は高等学校の看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習についての助教諭の臨時免許状を有する者にそれぞれの一種免許状を授与する場合には、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この一種免許状を授与された者にそれぞれの専修免許状を授与する場合についても同様とする。

附則（昭和三十六年五月一九日法律第八七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年六月八日法律第一二二号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法第四条第五項第一号の改正規定、同法附則第三項の改正規定、同法附則第三項の次に一項を加える改正規定、同法別表第一の備考第三号及び第四号の改正規定（中学校教諭免許状に係る教科の改正に関する部分に限る。）並びに附則第二項、附則第四項、附則第六項及び附則第七項の規定（以下「中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定」という。）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現にこの法律による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）若しくは教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号。以下「施行法」という。）の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の交付を受けている者は、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じて、この法律による改正後の教育職員免許法（以下

施行法）の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の交付を受けている者は、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に

〔新法〕という。）若しくは施行法の規定により新法に規定する美術の教科については中学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の交付を受けた者とみなし、その者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画工作の教科についての中学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術の教科についての中学校の教員の免許状とみなす。

3 この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画若しくは工作の教科について高等学校の教員の免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画若しくは工作の教科について高等学校の教員の免許状の交付を受けている者は、この法律の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じ、新法若しくは施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の交付を受けた者とみなし、その者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画又は工作の教科について高等学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術又は工芸の教科について高等学校の教員の免許状とみなす。

4 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十八号）以下「改正法」という。）附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭（講師を含む。以下この項、次項及び附則第七項において同じ。）の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作の教科の教授を担任しているものは、新法に規定する美術の教科の教授を担任することができるものとする。

5 この法律の施行の際、改正法附則第二項若しくは附則第四項の規定により高等学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画又は工作の教科の教授を担任しているものは、それぞれ、新法に規定する美術又は工芸の教科の教授を担任することができるものとする。

6 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の交付を受けている者で、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものには、当該中学校教諭免許状が失効した場合を除き、新法第五条第一項本文の規定にかかわらず、同法に規定する中学校教諭の技術の教科についての二種免許状を授与することができる。

7 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、改正法附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作又は職業の教科の教授を担任しているものうち、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、新法に規定する技術の教科の教授を担任することができるものとする。

附則（昭和三十六年六月一七日法律第一四五号）抄  
この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄  
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行後に提起された訴願等につきこの法律の施行後

にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものと同様、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができず、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和三十九年七月二日法律第一三七号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十年四月一日から施行する）抄  
この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四三年六月一〇日法律第九四号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第五条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 第三条及び第四条の規定の施行前にこれらの規定による改正前の教育職員免許法若しくは教育職員免許法施行法又はこれらに基づく命令その他の処分又は通知その他の手続は、第三条及び第四条の規定による改正後のこれらの法律又

はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、当該都道府県の教育委員会がした処分又は手続とみなす。

4 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の教育職員免許法又はこれらに基づく命令の規定により都道府県知事に対してされている申請その他の手続は、同条の規定による改正後の同法又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、当該都道府県の教育委員会に対してされた手続とみなす。

附則（昭和四四年六月九日法律第四〇号）抄  
この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則（昭和四八年七月二〇日法律第五七号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年三月三一日法律第一四四号）抄  
この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄  
この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（昭和五八年一二月一〇日法律第八三号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

略

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 第四条、第六条及び第九条から第十二条までの規定、第十五条中身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定、第十七条中児童福祉法第二十条第四項の改正規定、第三十四条の規定並びに附則第二条、第四条、第七条第一項及び第九条の規定並びに附則第十条中厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）第六条第五十六号の改正規定 昭和六十二年四月一日

**（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）**

**第二条** 第四条の規定の施行の際に同条の規定による改正前の教育職員免許法（以下この条において「旧法」という。）第七条第一項の規定による私立学校の教員に係る証明書の発行の請求をしている者の人物、実務及び身体に関する証明書の発行については、なお従前の例による。

2 前項の規定により発行された証明書及び第四条の規定の施行前に旧法第七条第一項の規定により発行された私立学校の教員に係る人物、実務及び身体に関する証明書は、第四条の規定による改正後の教育職員免許法第七条第二項に規定する私立学校を設置する学校法人の理事長が発行した同項の証明書とみなす。  
（不服申立てに係る経過措置）

**第七条** 第四条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の教育職員免許法第七条第一項の規定による都道府県知事の証明書の発行に関する事務に係る処分又はその不作為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にされた同項の規定による都道府県知事の証明書の発行に関する事務に係る処分又はその不作為については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てについては、なお従前の例による。  
（罰則に関する経過措置）

**第八条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則（昭和六三年一月二二日法律第一〇六号）**

1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。  
2 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」とい

う。）第二条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）第一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律若しくは第四条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律の規定により授与され、又は旧法の規定により交付を受けている次の表の上欄に掲げる教員の種類ごとの同欄に掲げる免許状（以下「旧免許状」という。）は、それぞれこれに対応する教員の種類ごとの同表の下欄に掲げる第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）の規定による旧免許状を有する者は、この法律の施行の日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。

旧免許状	小学校教諭、中学校教諭一級普通免許一級普通免許二級普通免許	新免許状
	論、盲学校教諭、聾学許状	論、盲学校教諭、聾学許状
論	小学校教諭、養護学校教諭、二級普通免許二級普通免許	論、養護学校教諭、二級普通免許二級普通免許
	幼稚園教諭及び養護教諭許状	幼稚園教諭及び養護教諭許状
高等学校教諭	一級普通免許専修免許許状	一級普通免許専修免許許状
	二級普通免許一種免許許状	二級普通免許一種免許許状

**備考** 中学校教諭及び高等学校教諭の免許状については、それぞれ教科に應ずるものとする。

3 教科の領域の一部に係る事項で旧法第十六条の三第一項の文部省令で定めるものに係る高等学校教諭免許状（以下この項において「高等学校教諭免許状」という。）は、新法第十六条の四第一項の高等学校教諭の一種免許状（以下この項において「一種免許状」という。）とみなし、高等学校教諭免許状を有する者は、この法律の施行の日において、一種免許状の授与を受けたものとみなす。

4 昭和六十五年四月一日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第一又は別表第二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものに対する新法別表第一又は別表第二の規定の適用については、当該所要資格を得た者は、それぞれ当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。  
5 第二条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第一条若

しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。以下この項において同じ。）の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により一種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は前項の規定により一種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者で、昭和六十五年四月一日前に大学院（大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程を含む。）に在学し、昭和六十八年三月三十一日まで修士の学位を得たもの（大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得した者を含む。）は、新法別表第一又は別表第二に規定する専修免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

6 新法第一条若しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により一種免許状の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により一種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第四項の規定により一種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は別表第二の規定により、それぞれの専修免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状に係る同欄に定める単位数（別表第二の場合については、イの項に係る単位数は、既に修得したものとみなす）は、既に修得したものとみなす。

7 新法第一条若しくは第二条の規定、第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定若しくは第四条の規定による改正後の教育職員免許法等の一部を改正する法律附則第六項の規定により二種免許状の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により二種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第四項の規定により二種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は別表第二の規定により、それぞれの一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうち二種免許状に係る同欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

8 この法律の施行の際現に教育職員である者について学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第二条の規定による改正後の教育職員免許法別表第一特別支援学校教諭の項中一種免許状に係る同表第二欄に掲げる基礎資格については、学士の学位を有することを要しない。

9 附則第二項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が、新法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七（以下この項及び次項において「新法別表」という。）の規定により、それぞれ新法別表の第一欄に掲げる免許状の授与を受けようとするときは、新法別表の規定による最低在職年数若しくは勤務の年数又は最低単位数の算定については、新免許状に対応する旧免許状の授与又は交付を受けた後、旧法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七（以下この項において「旧法別表」という。）の第一欄に掲げる学校の教員として在職した年数をそれぞれ新法別表の第一欄に掲げる学校の教員として在職した年数に通算し、及び、旧法別表の規定により修得した単位数（高等学校教諭以外の教諭の一種普通免許状及び養護教諭の一種普通免許状については、これらの旧免許状に係る所要資格を得た後、大学において修得した単位を含む。）をそれぞれ新法別表の規定により修得した単位数に合算することができる。

10 附則第二項の規定により小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けたものとみなされる者に対する新法別表の規定の適用については、昭和六十九年三月三十一日までこれら新免許状に対応するそれぞれの旧免許状に係る所要資格につき旧法別表第三備考第六号に規定する要件を満たした者は、それぞれ新法別表の第一欄に掲げる免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

11 この法律の施行の際現に教育職員である者については、新法別表第三備考第八号から第十号までの規定は、適用しない。  
12 附則第二項の規定により中学校教諭の一種免許状若しくは二種免許状又は高等学校教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第三項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けたものとみなされる者に対する新法別表第四の規定の

適用については、昭和六十九年三月三十一日までにこれらの新免許状と同等の他の教科について、この免許状に対応するそれぞれの旧免許状に係る所要資格を得た者は、それぞれ当該他の教科について、この免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成元年二月二日法律第八九号）

1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、平成六年四月一日から施行する。

2 平成二年四月一日以後に大学に入学する者以外の者についての高等学校の教員の免許状授与の所要資格並びに免許状の授与及び交付については、この法律の施行後においても平成六年三月三十一日までは、なお従前の例による。

3 この規定の施行の際現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号。以下「施行法」という。）、若しくは前項の規定により授与され、又は施行法の規定により交付を受けている社会の教科についての高等学校の教員の免許状（以下「旧免許状」という。）は、それぞれの免許状の種類に応じ、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）に規定する地理歴史及び公民の各教科についての高等学校の教員の免許状（以下「新免許状」という。）とみなし、旧免許状を有する者は、この規定の施行の日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。

4 平成六年三月三十一日に附則第二項の規定により旧免許状に係る所要資格を得ている者（前項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者を除く。）は、同年四月一日において、それぞれ当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

5 平成二年四月一日前に大学に在学した者で、平成六年四月一日以後の日にこれを卒業するまでに旧免許状に係る所要資格を得たものは、当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

6 新法若しくは施行法の規定により授与され、若しくは施行法の規定により交付を受けた地理歴史若しくは公民の教科についての高等学校の

教員の免許状を有する者又は附則第三項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者は、平成十二年三月三十一日までは、旧法に規定する社会の教科の教授を担任することができる。

7 附則第三項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が、教育職員免許法別表第三の規定により、同表第一欄に掲げる地理歴史又は公民の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受けたときは、同表第三欄に掲げる最低単位数の算定については、旧免許状の授与又は交付を受けた後、社会の教科の教授を担任する教員として在職した年数を同表第一欄に掲げる教員として在職した年数に計算し、及び平成六年四月一日前に修得した社会の教科に係る単位数を同日以後に修得した地理歴史又は公民の教科に係る単位数に合算することができる。

8 新法若しくは施行法の規定により授与され、又は施行法の規定により交付を受けた地理歴史又は公民の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者が、教育職員免許法別表第三の規定により、同表第一欄に掲げる地理歴史又は公民の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受けたときは、同表第三欄に掲げる最低在職年数の算定については、新免許状の授与又は交付を受けた後、社会の教科の教授を担任する教員として在職した年数を同表第一欄に掲げる教員として在職した年数に計算することができる。

9 この法律の施行の際現に旧法若しくは施行法の規定により授与され、又は施行法の規定により交付を受けた高等学校教諭の普通免許状を有する者が、教育職員免許法別表第四の規定により、同表第一欄に掲げる地理歴史又は公民の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受けたときは、同表第三欄に掲げる最低単位数の算定については、平成六年四月一日前に修得した社会の教科に係る単位数を同日以後に修得した地理歴史又は公民の教科に係る単位数に合算することができる。

10 附則第二項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三年四月二日法律第二三号）抄

1（施行期日） この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附則（平成三年四月二日法律第二四号）抄

1（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四百六条の改正規定、第五百一条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十三条 附則第二条及び第十条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

附則（平成三年四月二日法律第二五号）抄

1（施行期日） この法律は、平成三年七月一日から施行する。

3（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置） 大学に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者（学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法（次項において「平成十七年改正前学校教育法」という。）第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。）については、高等学校教諭の臨時免許状の授与に係る資格については、教育職員免許法第五条第五項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 大学又は文部大臣の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者（平成十七年改正前学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。）については、普通免許状に係る基礎資格については、教育職員免許法附則第九項の表並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成五年一月二日法律第八九号）抄

1（施行期日） この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこと、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一〇年六月一〇日法律第九八号）抄

1（施行期日） この法律は、平成十年七月一日から施行する。

2（経過措置） この法律の施行の際現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）第三条第二項ただし書の規定による許可を受けている者は、この法律の施行の日、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第三条の二第二項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧法別表第一備考第五号イの規定による課程の認定（旧法別表第二に係るものを含む。）、旧法別表第一備考第三号の規定による教員養成機関の指定及び旧法第五条第一項の規定による養護教諭養成機関の指定（次項において「旧法による課程認定等」という。）は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 文部大臣は、新法第五条第一項並びに別表第一備考第三号及び第五号イの規定にかかわらず

ず、平成十一年三月三十一日までは、旧法による課程認定等を行うことができる。

平成十二年四月一日前に大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部大臣が指定した教員養成機関若しくは旧法第五条第一項の規定により文部大臣が指定した養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第一又は別表第二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第一又は別表第二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

平成十二年三月三十一日までに旧法別表第四に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得た者は、新法別表第四に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年六月二日法律第一〇一号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條、第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第四百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十

條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）  
第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（不服申立てに関する経過措置）  
第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

（手数料に関する経過措置）  
第六十二條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）  
第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）  
第六十五條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

（経過措置）  
第二五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一二年二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）  
第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第九百九十五条、第九百九十六条、第九百九十七条、第九百九十八条、第九百九十九条、第一千三百三十四條、第一千三百三十五条、第一千三百三十六条、第一千三百三十七条、第一千三百三十八条の規定 公布の日

附則（平成一二年三月三十一日法律第二一九号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法第十七条の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）  
1 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法第十七条の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に次の各号のいずれかに該当する者であつて、平成十五年三月三十一日までの間において文部科学省令で定める情報の教料に関する講習を修了したものは、当該各号に規定する普通免許状が失効した場合を除き、第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第五條第一項本文の規定にかかわらず、新法に規定する高等学校教諭の情報の教料についての一種免許状を授与することができる。

一 第一条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）の規定により、数学、理科、看護、家庭、農業、工業、商業若しくは水産の教料又は教料の領域の一部に係る事項で旧法第十六條の四第一項の文部省令で定めるもの（文部科学省令で定めるものに限る。）について高等学校教諭の普通免許状の授与を受けている者

二 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）の規定により、前号に掲げる教料について高等学校教諭の普通免許状の交付又は授与を受けている者

3 この法律の施行の際現に旧法又は教育職員免許法施行法の規定により公民、看護又は家庭の教料について高等学校教諭の普通免許状の授与又は交付を受けている者であつて、平成十五年三月三十一日までの間において文部科学省令で定める福祉の教料に関する講習を修了したものは、当該普通免許状が失効した場合を除き、新法第五條第一項本文の規定にかかわらず、新法に規定する高等学校教諭の福祉の教料について一種免許状を授与することができる。

4 旧法別表第三備考第六号の規定は、平成十六年三月三十一日までの間、新法別表第三、別表第六又は別表第七の規定によりこれらの表の第一欄に掲げる専修免許状の授与を受けようとする者が、この法律の施行の時に、当該専修免許状を受けようとする場合に有することを必要とするそれぞれの一種免許状に係るこれらの表の第三欄に定める最低在職年数を満たしていた者である場合について、なおその効力を有する。

5 旧法別表第五備考第四号の規定は、平成十六年三月三十一日までの間、新法別表第五の規定により同表第一欄に掲げる専修免許状の授与を受けようとする者が、この法律の施行の時に、当該専修免許状を受けようとする場合に

（経過措置）  
1 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法第十七条の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に次の各号のいずれかに該当する者であつて、平成十五年三月三十一日までの間において文部科学省令で定める情報の教料に関する講習を修了したものは、当該各号に規定する普通免許状が失効した場合を除き、第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第五條第一項本文の規定にかかわらず、新法に規定する高等学校教諭の情報の教料についての一種免許状を授与することができる。

一 第一条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）の規定により、数学、理科、看護、家庭、農業、工業、商業若しくは水産の教料又は教料の領域の一部に係る事項で旧法第十六條の四第一項の文部省令で定めるもの（文部科学省令で定めるものに限る。）について高等学校教諭の普通免許状の授与を受けている者

二 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）の規定により、前号に掲げる教料について高等学校教諭の普通免許状の交付又は授与を受けている者

3 この法律の施行の際現に旧法又は教育職員免許法施行法の規定により公民、看護又は家庭の教料について高等学校教諭の普通免許状の授与又は交付を受けている者であつて、平成十五年三月三十一日までの間において文部科学省令で定める福祉の教料に関する講習を修了したものは、当該普通免許状が失効した場合を除き、新法第五條第一項本文の規定にかかわらず、新法に規定する高等学校教諭の福祉の教料について一種免許状を授与することができる。



とことにより、新免許法第十七条の規定により授与される新免許法第四条の二第二項に規定する特別支援学校の自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状又は臨時免許状(以下この項において「自立教科等免許状」という。)とみなし、当該特殊教科免許状を有する者は、この法律の施行の日において、当該自立教科等免許状の授与を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧免許法第五条第二項の規定により授与されている旧免許法第四条第七項に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の特設の教科の教授を担当する教員の特別免許状(以下この項において「特殊教科特別免許状」という。)は、文部科学省令で定めるところにより、教育職員免許法第五条第二項の規定により授与される新免許法第四条の二第三項に規定する特別支援学校の自立教科等の教授を担当する教員の特別免許状(以下この項において「自立教科等特別免許状」という。)とみなし、当該特殊教科特別免許状を有する者は、この法律の施行の日において、当該自立教科等特別免許状の授与を受けたものとみなす。

第七條 この法律の施行の際現に旧免許法別表第一の備考第五号イに規定する認定課程を有する大学又は同表の備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、当該大学又は教員養成機関を卒業するまでに、当該大学の認定課程又は教員養成機関において附則第五条第一項の表の上欄に掲げる旧免許状の授与を受けるために必要とされた旧免許法別表第一の第三欄に定める特殊教育に関する科目の最低単位数を修得したものは、それぞれ同項の表の下欄に掲げる新免許状の授与を受けるために必要とされる特別支援教育科目の最低単位数を修得したものとみなす。

第八條 附則第五条第一項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第三欄に定める最低在職年数の算定については、文部科学省令で定めるところにより、旧免許法別表第七の第三欄に定める各相当の学校の教員として在職した年数を特別支援学校の教員として在職した年数に通算することができる。

2 附則第五条第一項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法別表

第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、文部科学省令で定めるところにより、当該者が旧免許法別表第七の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするために大学において修得した単位数を新免許法別表第七の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。

3 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受けている者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、文部科学省令で定めるところにより、当該者が旧免許法別表第七の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けるために大学において修得した単位数を新免許法別表第七の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。

第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一八年六月二二日法律第八四号)抄

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日

第三十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一九年六月二七日法律第九六号)抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附則(平成一九年六月二七日法律第九八号)抄

第一條 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(教育職員免許法附則第五項の表備考第一号の改正規定及び同法附則第十八項の改正規定(後段を加える部分を除く。))に限り。公布の日

二 第一条の規定(教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の改正規定、同法第十一条、第十四条、第十四条の二及び第二十三条第一号の改正規定並びに同法附則第十八項の改正規定(後段を加える部分を除く。))を除く。次条から附則第四条までの規定並びに附則第七條、第八條第二項、第十條、第十一條、第十三條から第十五條まで及び第十七條から第十九條までの規定 平成二十一年四月一日

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第一条の規定による改正後の教育職員免許法(次条において「新法」という。)第十條第一項第三号の規定は、この法律の施行の日以後に同号に規定する処分を受けた者について適用する。

第三條 新法第十一条第二項の規定は、この法律の施行の日以後に同項第一号に規定する事由により解雇され、又は同項第二号に規定する事由により免職の処分を受けた者について適用する。

附則(平成二〇年六月一八日法律第七三号)抄

第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則(平成二四年八月二二日法律第六七号)抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

略

三 第十三条中教育職員免許法附則に一項を加える改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則(平成二七年六月二四日法律第四六号)抄

第一條 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

第二條 義務教育学校の設置のため必要な行為(義務教育学校の設置のため必要な行為)の他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(政令への委任)

第三條 前条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則(平成二八年五月二〇日法律第四七号)抄

第一條 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。

附則(平成二八年一月二八日法律第八七号)抄

第一條 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定(教育職員免許法第四条の改正規定及び同法附則第十七項の改正規定(同項を附則第十六項とする部分を除く。))に限り。並びに次条並びに附則第三条、第十二條及び第十六條の規定 公布の日

二 第二条の規定(教育職員免許法第九条の三の改正規定(同条中第六項を第七項とし、第五項の次に一項を加える部分に限る。))、同法第十六條の二の改正規定、同法附則第九項の表備考第一号の改正規定(「別表第三備考第六号」の下に「及び第十一号」を加える部分に限る。))、同法附則第十八項の表備考第一号の改正規定(「及び別表第三備考第六号」を「並びに別表第三備考第六号及び第十一号」に改める部分に限る。))及び同法別表第三備考の改正規定に限る。及び同法別表第三備考に附則第七條から第十一條までの規定 平成三十年四月一日

三 第二条の規定(前二号に掲げる改正規定及び教育職員免許法第九条の三第四項の改正規

定)

定)

定)



幼稚園 専修免許 状	修士の学位を七五 有すること。	七五 の科目	教職 教育 に関する科目	特別支 援教育 に関する科目	第一欄	第二欄	第三欄
					必要資格 基礎資格	大学において修 得することを必 要とする最低単 位数	
一種免許 状	修士の学位を五 一 有すること。	五 一の科目	教職 教育 に関する科目	特別支 援教育 に関する科目	第一欄	第二欄	第三欄
二種免許 状	短期大学の三 二 学位を有する こと。				第一欄	第二欄	第三欄

小学校 専修免許 状	修士の学位を八三 有すること。	八三 の科目	教職 教育 に関する科目	特別支 援教育 に関する科目	第一欄	第二欄	第三欄
					必要資格 基礎資格	大学において修 得することを必 要とする最低単 位数	
一種免許 状	修士の学位を五九 有すること。	五九 の科目	教職 教育 に関する科目	特別支 援教育 に関する科目	第一欄	第二欄	第三欄
二種免許 状	短期大学の三七 学位を有する こと。				第一欄	第二欄	第三欄

職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効率的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第三項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等的以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

二の三 第二欄の「短期大学の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学の学位を有することと同等的以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第一の二の場合においても同様とする。）。

三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第一

幼稚園 専修免許 状	修士の学位を七五 有すること。	七五 の科目	教職 教育 に関する科目	特別支 援教育 に関する科目	第一欄	第二欄	第三欄
					必要資格 基礎資格	大学において修 得することを必 要とする最低単 位数	
一種免許 状	修士の学位を五 一 有すること。	五 一の科目	教職 教育 に関する科目	特別支 援教育 に関する科目	第一欄	第二欄	第三欄
二種免許 状	短期大学の三 二 学位を有する こと。				第一欄	第二欄	第三欄

（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正前の教育職員免許法（以下この項において「旧平成十九年改正法」という。）附則第二条第五項（旧平成十九年改正法附則第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により施行日前に失効した普通免許状及び特別免許状（旧平成十九年改正法附則第十八条の規定により読み替えて適用する旧平成十九年改正法附則第二条第一項に規定する特別特別免許状を含む。）の返納については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表第一（第五条、第五条の二関係）

備考

一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育

二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したものの免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二（第五条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
必要資格 基礎資格	基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養成教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職



備考	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五
	一種免許臨時免許五	四	五	一種免許臨時免許五	四	五	一種免許臨時免許五	四	五
高等学 校教諭 許状	一種免許三	二	五	一種免許三	二	五	一種免許三	二	五
	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五
中学校 教諭 許状	一種免許三	二	五	一種免許三	二	五	一種免許三	二	五
	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五
中学校 専修免 許状	一種免許三	二	五	一種免許三	二	五	一種免許三	二	五
	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五

一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする（別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の場合においても同様とする）。

二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等の理事長とする（別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする）。

三 第三欄の「第一欄に掲げる教員」には、これに相当するものとして文部科学省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者についての第三欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。

四 専修免許状に係る第四欄に定める単位数のうち十五単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする（別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする）。

五 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第四欄に定める単位数は、短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するもの課程において修得することができる（別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする）。

六 第四欄の単位数（第四号に規定するものを含む。）は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる（別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄の場合においても同様とする）。

七 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者（小学校教諭の特別免許状を有する者でこの表の規定により小学校教諭の一種免許状の授与を受けようとするものを除く。）については、第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位のその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部科学省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六及び別表第六の二の場合においても同様とする）。

八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）の免許管理者は、当該十二年を経過した日（第十号において「経過日」という。）から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するの必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験（次号及び第十号において「大学の課程等」という。）の指定を行う。

九 前号に規定する者を任命し、又は雇用する者は、前号の規定により指定される大学の課程等において当該者が単位を修得することができる機会を与えるように努めなければならない。

十 第八号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第七号の規定にかかわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

十一 文部科学大臣は、第六号の規定による認定に関する事務を機構に行わせるものとする（別表第四（第六条関係）

備考	一種免許三	二	五	一種免許三	二	五	一種免許三	二	五
	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五
中学校 教諭 許状	一種免許三	二	五	一種免許三	二	五	一種免許三	二	五
	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五
高等学校 教諭 許状	一種免許三	二	五	一種免許三	二	五	一種免許三	二	五
	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五	二種免許臨時免許六	四	五

一 学力の検定は、第三欄によるものとする。

二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

三 中学校教諭の一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するもの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から中学校教諭の二種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

四 この表の規定により他の教科についての専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科についての一種免許状又は二種免許状を有するときは、専修免許状又は一種免許状の項第三欄に定める単位数からそれぞれ一種免許状又は二種免許状の項第三欄に定める単位数を差し引くものとする。

五 第十六条の四第一項の一種免許状を有する者が高専学校教諭の同項の文部科学省令で定める事項に係る教科について一種免許状の授与を受けようとする場合については、当該教科を他の教科とみなし、同項の免許状を以て以上の教科について一種免許状とみなして、この表の高専学校教諭の一種免許状の項の規定を適用する。この場合においては、同項第三欄に定める単位数から文部科学省令で定める単位数を差し引くものとする。

別表第五（第六条関係）

第一欄	所要資格	第二欄	第三欄
一種免許三	有することを大学において必要とする第修得する一欄に掲げることを必要とする	二種免許臨時免許六	の最低単位数
二種免許臨時免許六	必要とする第修得する一欄に掲げることを必要とする	一種免許三	の最低単位数
一種免許三	必要とする第修得する一欄に掲げることを必要とする	二種免許臨時免許六	の最低単位数

中学校にお専修免許状  
第一欄に掲げる教諭の  
一種免許状を取得した  
後、三年以上中学校  
（義務教育学校の後期  
課程、中等教育学校の  
前期課程及び特別支援  
学校の中学部を含む。  
以下この欄において同  
じ。）において職業実  
習を担任する教員とし  
て良好な成績で勤務し  
た旨の実務証明責任者  
の証明を有すること。

第一欄に掲げる教諭の  
一種免許状を取得した  
後、三年以上中学校に  
おいて職業実習を担任  
する教員として良好な  
成績で勤務した旨の実  
務証明責任者の証明を  
有すること。



特別支 援学校 教諭 免状	専修一種免許状	三	一五	員)の免許 状の種類 幼稚園 保育 認定 最低 単 位 数 (教員を含む) として良好な 成績で勤務し た旨の実務証 明責任者の証 明を有するこ とを必要とす る最低在職年 数
	一種免許状	三	六	
	二種幼稚園、小 学校、中 学 校又は高等 学校の教諭 の普通免許 状	三	六	
	免状	三	六	
備考 この表の規定により専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る第三欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として在職した年数とする。				
別表第八(第六条関係)				
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
所要資有する(第二欄に定める第二欄格)とを必要各免許状を取得に定める免許状の種類 受ける免許状の種類 受ける免許状の種類	第二欄に定める第二欄格 第二欄に定める第二欄格 第二欄に定める第二欄格	第三欄に定める第一欄状 第三欄に定める第一欄状 第三欄に定める第一欄状	第四欄に定める第二欄格 第四欄に定める第二欄格 第四欄に定める第二欄格	第一欄に定める第一欄状 第一欄に定める第一欄状 第一欄に定める第一欄状

幼稚園教諭二種免許状 小学校教諭二種免許状 中学校教諭二種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭二種免許状	幼稚園教諭二種普通免許状 幼稚園教諭二種普通免許状 幼稚園教諭二種普通免許状 幼稚園教諭二種普通免許状 幼稚園教諭二種普通免許状	小学校教諭二種普通免許状 小学校教諭二種普通免許状 小学校教諭二種普通免許状 小学校教諭二種普通免許状 小学校教諭二種普通免許状	中学校教諭二種普通免許状 中学校教諭二種普通免許状 中学校教諭二種普通免許状 中学校教諭二種普通免許状 中学校教諭二種普通免許状	高等学校教諭二種普通免許状 高等学校教諭二種普通免許状 高等学校教諭二種普通免許状 高等学校教諭二種普通免許状 高等学校教諭二種普通免許状	高等学校教諭二種普通免許状 高等学校教諭二種普通免許状 高等学校教諭二種普通免許状 高等学校教諭二種普通免許状 高等学校教諭二種普通免許状	備考 一 第三欄の「当該免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校」には学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを、同欄の「主幹教諭等」には当該教育施設において教育に従事する者として文部科学省令で定めるものを含むものとし、
						どの園を含む)における主幹教諭等(主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師をいう。)として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数
						六 一三 一一二 一四 九 一一二

その者についての同欄の実務証明責任者は、当該教育施設の設置者その他の当該教育施設において勤務する者の勤務の状況を確認できる者として文部科学省令で定めるものとする。

二 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。